藤沢型地域包括ケアシステム推進会議設置要綱

制定　　２０１５年（平成２７年）　７月１５日
改正　　２０２１年（令和　３年）　４月　１日

（目的及び設置）

第１条　この要綱は，地域共生社会の実現に向けて，子どもから高齢者，障がい者，生活困窮者を含め，市民一人ひとりが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう，行政と多様な主体との協働による支えあいの地域づくりを基盤とする，市内１３地区の特性を活かした藤沢型地域包括ケアシステムを推進するため，そのめざす基本的な考え方及び取組について，多角的な視点に立った情報共有や意見交換を行う藤沢型地域包括ケアシステム推進会議（以下「推進会議」という。）を設置するとともに，その組織及び運営に関して必要な事項を定める。

（所掌事務）

第２条　推進会議は，次に掲げる事項について検討及び協議を行う。

（１）藤沢型地域包括ケアシステムの推進に向けた各分野相互の情報共有及び意見交換等

（２）地域生活課題の解決に向けた取組に関する意見交換等

（３）その他必要な事項等の連絡調整

（組織）

第３条　推進会議の委員は２５人以内とし，次に揚げる者のうちから，市長が委嘱又は委任する。

（１）医療関係機関及び団体等

（２）地域で活動する市民団体等

（３）福祉・介護保険関係機関及び団体等

（４）教育機関

（５）学識経験を有する者

（６）商工会議所

（７）公募により選出された市民委員

（８）藤沢市社会福祉協議会

（９）藤沢市

（10）その他市長が必要と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は，３年以内とし，補欠により就任した委員の任期は，前任者の残任期間とする。ただし，再任はさまたげない。

（代表）

第５条　推進会議に代表を１人置き，委員の互選により決定する。

２　代表は，推進会議を代表し，会務を総括する。

（副代表）

第６条　推進会議に副代表を１人置き，代表が推進会議において指名する。

２　副代表は，代表を補佐し，代表に事故があるとき，又は代表が欠けたときは，その職務を代理する。

（委員の代理）

第７条　第３条第９号及び第１０号の委員が，やむを得ない理由により推進会議に出席できない場合は，委員を代理する者を出席させることができる。この場合において，委員は，推進会議の開催前に委任状を代表に提出しなければならない。

２　前項の規定に基づき代理人が推進会議に出席する場合，代理人の行為を委員の行為とみなす。

（推進会議）

第８条　推進会議は，必要に応じて代表が招集し，開催する。

（意見等の聴取）

第９条　推進会議において，代表が会議の運営上必要があると認めるときは，委員以外の者を推進会議に出席させ，説明又は意見を聴くことができる。

（専門部会の設置）

第１０条　代表は，特に必要があると認めるときは，推進会議に専門的事項を検討するための専門部会を置くことができる。

（秘密の保持）

第１１条　推進会議の委員又は委員であった者は，会議において知り得た個人の情報については，他に漏らしてはならない。

（報酬）
第１２条　推進会議の委員の報酬は，藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和３１年条例第３６号）に定めるところによる。

（庶務）
第１３条　推進会議の庶務は，福祉部地域共生社会推進室において行う。

（委任）
第１４条　この要綱に定めるもののほか，推進会議の運営に関し必要な事項は，代表が定める。

附　則

この要綱は，制定の日から施行する。

附　則

この要綱は，２０１７年（平成２９年）４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，２０１８年（平成３０年）４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，２０２１年（令和３年）４月１日から施行する。